

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
						(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1	デジタルカメラ外購入	R6.2.14	有限会社清水正商店 大阪市西区阿波産2-2-21	9120002022014	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第3号	1,598,877	1,566,730	98.0%	-	-	-	-	
2	「世界一・日本一」合同企業説明会開催に伴う会場借上	R6.2.15	阪急阪神エステート・サービス株式会社 大阪市北区梅田2-5-25	9120001098261	別紙1参照	3,799,400	3,799,400	100.0%	-	-	-	-	
3	令和5年度障害者就業・生活支援センター事業変更委託契約(雇用安定等事業)北河内東分	R6.2.26	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 大東市末広町15-6	2120005002515	別紙2参照	31,136,800	31,136,800	100.0%	-	-	-	-	
4	令和5年度障害者就業・生活支援センター事業変更委託契約(雇用安定等事業)東大阪市分	R6.2.26	社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団 東大阪市麓江5-2-34	9122005000087	別紙3参照	35,574,040	35,574,040	100.0%	-	-	-	-	
5	片袖机外購入	R6.2.29	株式会社メーベル 大阪市旭区中宮1-1-25	3120001001214	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第3号	1,517,560	1,356,180	89.4%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	「世界一・日本一」合同企業説明会開催に伴う会場借上
随意契約によることとした理由	<p>会場の規模について、令和4年度開催時において1人当たり平均3社参加の実績があり、就活生に多くの業界研究・企業研究の場を提供するため、また企業の採用意欲が高い傾向が続いていることも踏まえ、令和5年度開催においても、令和4年度と同じ事業規模(50社)で実施することとした。また、大阪局、京都局及び兵庫局の3局で周知活動を行うため、昨年度以上の参加者250人程度を収容できる十分な広さが必要であり、概ね1,000㎡以上の会場が必要であった。</p> <p>会場の場所について、大阪府内各所から交通至便である場所かつ、主に大学等在学者を対象としており、大学が多く存在している京都府・兵庫県の学生の参加も予想されたことから、大阪市内の交通機関主要駅が集中している大阪駅から徒歩圏内(10分以内)の場所である必要があった。加えて、大阪新卒応援ハローワーク、大阪わかものハローワーク、大阪外国人雇用サービスセンターに求職申込みを行っていない方の参加も多数見込まれるため、説明会終了後に各施設への誘導が可能である場所である必要があった。</p> <p>これらの条件を満たす会場は、梅田サウスホールのみであったことから、会計法第29条の3第4項「契約の性質、又は目的が競争を許さない場合」として、当該施設の管理者である阪急阪神エステート・サービス株式会社と随意契約することとした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和5年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)北河内東分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和5年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)東大阪市分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	